

号外 第38号 平成 26 年 7 月 29 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県防災行政無線システム再整備工事に係る一般競争入札の実

····· (危機管理防災課)

告 公

熊本県公告第400号の2

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号) 第84条第1項の規定により公告する。

平成26年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項 第 1
 - 工事番号 平成26年度 危防工第2号 1
 - 熊本県防災行政無線システム再整備工事 2 工事名
 - 3 工事場所 熊本県庁外県内一円
 - 熊本県防災行政無線システムの老朽化に伴う機器の更新 工事概要

多重無線装置 3 6 区間

中継所18、端末局77、パトロール車等79 県庁1(送受信設備)、端末局57(TVRO) 県庁1、中継所18、地域振興局等14、端末局70 8箇所(うち局舎共用3箇所) 移動系無線装置 衛星系無線装置 非常用電源装置 新設中継所

既設設備撤去 一式

- 契約締結日の翌日から平成29年3月3日まで 5
- 使用する主要な資機材 6

多重無線装置、衛星通信装置、直流電源装置、発動発電機、パラボラアンテナ

- 6,242,400,000円 (入札書比較価格5,780,000,000円) 7 予定価格
- 8 その他
 - 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうか (1)について審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指 定期日までに技術申請書を提出しない者は、入札してはならず、技術申請書を提出しないった者の行った入札は、無効とする。技術申請書のうち施工計画書が白 紙の場合も、技術申請書の提出がない場合と同じ扱いとする。
 - この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札 システムにより難い場合は、承認を得て書面による入札方式に代えることができ
 - (3)
 - この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。 この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査にお (4)ける失格判断となる基準価格を設けている。
 - 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第 (5)104号)第9条に定める対象建設工事である。
 - 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事で (6) ある。
- 第 2
- 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 熊本県における電気通信工事に係る入札参加者資格の認定を受けている者とする。 ただし、この公告の日において入札参加資格の認定を受けていない者の場合は、次に 掲げる条件を満たすことを前提として、入札参加資格の認定申請を受け付けるものと し、その申請方法は、別途告示する平成26年熊本県告示第748号による。
 - 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条 件を全て満たす者であること。

建設工事の	電気通信工事		
種類	4 = 2.		
共同企業体の構成員数	4 者		
資格要件	代表構成員 (構成員1)	構成員2及び3 構成員4	
格付等級又 は経営事項	電気通信工事の総合評定値が 1300点以上	電気通信工事の総合評定値が70 点以上	0
福産 日 事 頃		点 以 工	
評定値			
営業所の所	なし		
在地			
施工実績に	平成12年度以降、元請けと	平成12年度以降、元 なし	
関する事項		請けとして完成した電気	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通信工事の施工実績があ	
	衛星無線設備設置工事の施工実	ること。(共同企業体の	
	績を有すること。(共同企業体	構成員としての実績は、	
	の構成員としての実績は、出資	出資比率が20パーセン	
		ト以上のものに限る。)	
	のに限る。)		
経営事項審	平成25年1月9日から平成2	6 年 8 月 8 日 ま で	
査の審査基			
準日の期間			
)条件を全て満たす技術者を本工事		
予定 施工 技術 経験	平成12年度以降、施工実績 に掲げる条件を満たす工事で監	平成12年度以降、施口なし	
投帆 経験 者に	I	工実績に掲げる条件を満 たす工事で監理技術者又	
関す		は主任技術者としての経	
る事		験を有する者(監理技術	
項		者又は主任技術者と同程	
		度の施工経験を有する者	
	置予定技術者と据付現場の配置	を含む。)	
	予定技術者が同一でない場合		
	は、各配置予定技術者が、配置		
	予定の業務(製作又は据付)に		
	ついて、施工実績に掲げる条件		
	を満たす工事の施工経験を有す		
V/m L/m	ること。		nT.
資格	電気通信工事に係る監理技術	電気通信工事に関し、建設業法(
等		和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 7 条第 号 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	- 1
		号ハ又は第15条第2号イ(国土交 大臣により同等以上と認定された者	
		入足により同等以上と認定された有 含む。) に該当する者	٣.
その	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申		ᡎ┤
他	請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者		
,—		音の提出期限の日から落札決定の日 音の提出期限の日から落札決定の日	<u> </u>

- 全ての構成員が、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 (2) 2に示す建設工事の種類について、2に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
 (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年熊本県生産業111号、以下「特名停止要領」といる。)に其づく特名停止を受けている。
- 告示第111号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受け ている期間中でないこと。

- 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- と、経営状態が者しく不健全でないこと。 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開 始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づ く再生手続開始の申立てを行った者にあっては、当該手続開始決定後、随時の入 札参加資格者認定を受けている者であること。
- 次に掲げる本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面 において関連がある建設業者でないこと 受託者名 電設コンサルタンツ株式会社九州支店本店所在地 東京地では

東京都千代田区神田錦町三丁目6番地 本店所在地

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、 以下のア又はイに該当する者である。

- 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその 出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねてい
- る場合における当該建設業者
- 入札に参加しようとする者の間に、次の基準のいずれにも該当しないこと(基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の 共同企業体に属する場合を除く。)。 資本関係

次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成17年 法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は 子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」 という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以 下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合を除く。 (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会 社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (1)

人的関係

次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)にて社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。 (ア)については、会

一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

- 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再 生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件を全て満たすことを要する。) 本工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (1)
 - 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者で (2)
 - 全ての構成員が、15パーセント以上の出資比率であること (3)
- ・ 本工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けること。 競争参加資格確認申請書等の提出後に競争参加資格を満たさなくなったとき(同一 の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札 したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。) は、 直ちに当該申請書の取下げを行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、入札を行い、又は当該申請書の取下げを行わなかった場合においては、指名停 止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 総合評価に関する事項 第 3
 - 総合評価の方法

,000,000

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、 として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。) に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合 がある。

入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者は、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。 に対し

施工体制に係る審査方法の通知

- (ア) 期日 平成26年9月9日 (火)
- (1) 方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

- イ ヒアリングのための追加資料の提出 (ア) 期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から平成26年9月16日(火) 午後5時まで
- (イ) 方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、第4の入札・契約担当へ 持参すること。 ウ 施工体制確認のためのヒアリング
- - (ア) 期日 平成 2 6 年 9 月 1 8 日 (木) (予定) (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行う なお、説明者、詳細な日時及び場所は、アにより通知する。
- 評価に関する基準

詳細は、入札説明書による。 入札等担当部局

第 4

区 分	担 当 部 局	電話番号等	住 所
入札・契約	熊本県知事公室危機管	TEL 096-333-2112	〒 862−8570
担当	理防災課 危機管理班	FAX 096-383-1503	熊本県熊本市中央区水前寺
技術・監督	熊本県知事公室危機管	TEL 096-333-2118	六丁目18番1号
担当	理防災課 情報通信班	FAX 096-383-1503	

第 5 入札日程

<u> </u>	1生	
入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の	平成26年7月29日(火)から	入札情報公開サービスシステムによる。
閲覧及び配	平成26年9月8日(月)まで	
布		
入札説明会	平成26年7月31日(木)	熊本県庁行政棟新館 10 階危機管理防災課
	午後1時30分から	〒 862−8570
		熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1
		号
技術申請書	平成26年9月2日(火)から	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書
の資料提出	平成26年9月8日(月)まで	留郵便)によること。
競争参加資	平成26年7月30日(水)から	電子入札システム、持参又は郵送(書留郵
格確認申請	平成26年8月8日(金)午後	便)によること。
書等の提出	5 時まで	
競争参加資	平成26年8月18日(月)まで	電子入札システム又は郵送による。
格確認通知	(予定)	(第1の8の(2)により書面による入札を
		行う者に対しては郵送によるが、競争参加
		資格申請書等を持参又は郵送をする際に、
		郵送するための郵便切手(第一種定形郵便
		の料金に書留料金を加算した額)を貼った
		定形封筒を添付すること。)
競争参加資	競争参加資格確認通知の日か	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書
格がないと	ら平成26年8月27日(水)まで	留郵便)によること。
認めた理由	(予定)	
の説明要求		
上記要求に	平成26年9月5日(金)まで	書面による。
対する回答		
質問書の提	平成26年7月29日(火)から	第4の入札・契約担当へ持参又は郵送(書
出	平成26年9月1日(月)まで	留郵便)によること。
質問書に対	質問書を受理した日の翌日か	入札情報公開サービスシステムによる。
する回答の	ら起算して2日以内の日から	
閲覧	平成26年9月8日(月)まで	

入札期間	平成26年9月2日(火)から	電子入札システムによること。
	平成26年9月8日(月)午後	入札金額と一致した工事費内訳書を添付
	5 時まで	すること。
		第1の8の(2)により書面による入札を行
		う者は、第6の4に掲げる事項に留意する
		こと。
開札	平成26年9月9日(火)午前	熊本県庁行政棟新館10階危機管理防災課
	10時から	〒862-8570
		熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
落札者決定	平成26年9月26日(金)	電子入札システム又は郵送による。
通知	(予定)	

持参又は郵送による場合は、期間内に必着とすること。 (注)

その他 第 6

- 本工事に係る契約締結については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条に規定する県議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締 県議会の議決後、本契約となる
- 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 入札保証金及び契約保証金
 - (1)入札保証金は、免除する。
 - 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証 (2)証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証 金を免除する

なお、6の(2)による低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者につい ては、請負金額の10分の3以上を納付するものとする。

- 入札方法等
 - (1)競争参加資格が承認された者は、電子入札システムにより、第5に示す入札期

間に入札すること。 書面による入札の場合は、入札書を、競争参加資格確認通知書及び紙入札移行承認願(県の承認印のあるもの)の写し又は競争参加資格確認通知書及び紙入札方式参加承認書(県の承認印のあるもの)の写しとともに第5に示す開札日時及 び場所へ持参すること。なお、郵送による場合は、第5に示す入札期間内に、第5に示す場所へ郵送(書留郵便)すること。

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数 金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1 08分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 入札執行回数は、1回とする。
- (3)
- 入札の無効

熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)第8条に該当する入 札、競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽 の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無 効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。 なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札又は落札者決定時に 指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第2に掲げる資格のない者は、 競争参加資格のない者に該当する。

- 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県会計規則第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲 (1)内で有効な入札をした者について、第3の1の(1)に示す評価値(以下「評価値」 という。)を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする
 - 本工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合において は、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了 後、落札者を決定し通知する

なお、その際、当該入札を行った者は、事情聴取等に協力しなければならない。 落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めら れるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価 値をもって入札した者を落札者とすることがある。 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の

高い者を落札者とし、技術評価点が同点である場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

なお、(2) により最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が同点であるときは、電子入札システムによる電子でにより落れ者を決定する。

契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)によるものとする。

一入札者が1者のときは、この入札を取りやめる。 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事であり契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、熊本県に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

その他詳細は、入札説明書による。 10

第 7

1 Subject matter of the contract

Re-maintenance Construction of The Disaster radio Communication System

Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification 5:00 P.M. 8 August 2014

 ${\tt Time-limit} \ \, {\tt for} \ \, {\tt the} \ \, {\tt submission} \ \, {\tt of} \ \, {\tt tenders}$ 5:00 P.M. 8 September 2014 (tenders submitted by mail 5:00 P.M. 8 September 2014)

Contact point for the notice Disaster and Crisis Management Administration Division, Department of Governor Direct Control, Kumamoto Prefectural Government, 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, ZIP 862-8570, TEL 096-333-2118